

参 考 法 令

○下水道法施行令（昭和34年政令第147号）

※「2 応募に必要な要件（3）」関係

第15条の3 法第22条第2項（法第25条の10において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 10年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
- (7) 日本下水道事業団法施行令第4条第1項の第3種技術検定に合格した者で、2年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 技術士法による第2次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。